

人工湖沼における利用目的の適応性に関する課題について

1. 下流の河川水域で上水道の取水がなされている湖沼の扱い

人工湖には、開発水量を下流域の河川水域で取水し、上水道等に利用しているものも多い。このような人工湖において利用目的の適応性を考える場合、湖沼水質と取水域の水質の両方を考慮する必要はないか。

対応

生活環境に係る水質環境基準は、水域ごとに利用目的を勘案し、類型をあてはめている。下流域の取水地点を含む河川水域には、当該水域の利用目的を勘案した河川としての類型があてはめられていることが一般的であり、また、取水位置も、人工湖の影響を直接受けるダム地点の直下から、流下過程で支流等の流入や雨水、排水の流入等により水質が大きく変化する中下流域まで様々である。

したがって、当該取水地点における水質保全を図る上でダム貯水池の水質が密接不可分の関係にある場合には、ダム下流域の利水もダム貯水池の利用目的に含めることとすることが適当である。

理由：湖水の直接取水とするか、放流後の取水とするかは、水資源開発事業計画における技術的理由により決定されるものであり、水質保全の目標が取水方法により変更されることは不合理である。他方、ダム地点から相当程度離れた下流河川で取水する地点の水質まで当該ダム貯水池の水質として保全することは、現行制度においては困難であるうえ、当該地点には、「河川」としての利用目的を勘案した類型が指定されており、混乱を生ずる。

なお、密接不可分の関係にあるかどうかの目安として、取水地点とダム地点における流域面積の比を用いる方法や、取水地点がダム貯水池に隣接する河川水域内にあることを条件とする方法が考えられる。

2. 水産利用

水産利用については、水産生物の種類によって類型が異なるが、内水面における漁業権の設定では多くの場合河川部分とダム貯水池とを分けず一体の水域として漁業権が設定されていることが多い。また、漁業権対象魚種が当該ダム湖の上流河川に放流されている場合やダム管理者によってダム貯水池の定められた区間における釣りが禁止されている場合もあり、類型を決定すべき対象魚種の判断に窮することがある。これまでは、当該ダム貯水池を含む河川における漁業権魚種により判定しているが、その方法を改める必要はないか。

対応

水質保全の目標であり、現状を踏まえた目標として、漁業権魚種による機械的な判定はあらため、漁業権も踏まえつつ、指定権者が地域の意見を十分聴取して指定すべきもの。一律の判定基準にはなじまない。

3. 自然環境保全

自然環境保全（自然探索等の環境保全）についてはA A・ 類型が相当する。自然探索の場として自然公園法の特別保護地区などが典型的な例と考えられるが、特別保護地区内にあるものについて一律に水域の利用目的に自然環境保全を当てはめた場合、湖沼ではA A類型（COD：1mg/L）となるが、上流域に人為的負荷がほとんどない場合においても、COD濃度は1mg/Lを大きく超えているケースが多い。自然環境保全の利用目的の考え方について検討する必要があるのではないか。

対応

人工湖の場合は、対策を講じた場合に達成が可能な最高ランクの類型とする。
理由：自然探索には様々な水準があるが、環境基準において最も高いランクの水質が必要とされるのは、厳然たる自然地の探索であると考えられる。人工湖の場合、もとより自然が大きく改変された場であるため厳然たる自然地には当たらないが、多くの人に親しまれる親水空間として、可能な限り良好な水質を維持する必要がある。

4. 利水目的の適応性から判断される類型よりも現状の人工湖の水質が上位の類型に相当する水質である場合

上記により判断される類型よりも現状の湖沼水質が良好である水域については、平成6年度の行政監察勧告で示された、「水質が改善されている水域については、水質を再度悪化させないよう適切に類型を見直す必要がある」との考え方に準じ、現状非悪化の観点から現状の水質に対応する類型とする。